

NEWS LQUEST

平成20年8月号(第108号)

社会保険労務士法人 エルクエスト

□池田事務所 池田市菅原町3-1

□大阪事務所 大阪市西区西本町1-12-19-701



35℃を超える猛暑の日もあり、連日暑い日が続いています。

道を歩いているとせみの鳴き声がすさまじく、この木に一体何匹のせみがとまっているのだろう？と考えたりします。

さて、暑さ対策として、何を思いつきますか？私の家では、夕刻、水撒きをしています。打ち水効果で、昼間に温まった地面が冷やされて涼しくなった気がします。他には、すだれを買ってきて窓際にかけています。

暑さ対策は、様々と思いますが、この夏を乗りきる為に、皆様くれぐれもお体をご自愛ください。

(依田)

企業防衛としての競業避止／短時間労働者の社会保険適用

仲田

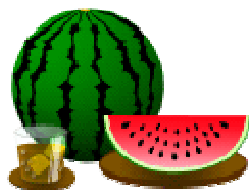
社会保険庁の廃止と公法人化について

依田

一般労働者派遣事業・特定労働者派遣事業の申請手続きについて

増井

暑いですが、夏真っ盛りなので暑いのは当然ですが今年の夏（というか、年々？）は特に暑いような気がします。雨の降る気配がまったく感じられません。



そんなうだるような暑さの中、いよいよ北京オリンピックが間近に迫ってきました。今年の夏は例年より

スポーツに注目が集まりそうです。私も暑いからといって、クーラーの効いた室内に籠ることなく、太陽の下で夏を満喫するつもりです（実はすでに、かなり真っ黒に日焼けしておりますが・・・）。

企業防衛としての競業禁止

企業の危機管理の一環として、退職社員による機密やノウハウ漏洩を防ぐために、競業禁止義務を課するケースが多くなってきました。

企業の差別化が情報に依存する比率が多くなり、社員が退職後に同業他社へ就職したり独立自営した場合、会社のノウハウや機密がそのまま大量に外部に洩れる可能性があります。そこで退職した社員には競合する会社に就職させない（又は競合する事業を営ませない）よう義務を課するわけです。最近では就業規則にこの競業禁止義務を盛り込む企業が多くなってきています。

しかし、よく考えてみると（というか、当たり前ですが）、退職後にどういう会社に勤めようが、独立自営しようがそれは個人の勝手で、他人にとやかく言われることはありません。ましてや日本国憲法は、職業選択の自由を基本的人権の1つとして保障しています。

したがって、就業規則にどう盛り込もうが一般的に労働者は会社を退職すれば同業他社に就職しようが独立自営業を営もうが自由なわけです。ではなぜ無駄な事項を就業規則に盛り込むのか？その真意は？

それは、もし労働者が競業他社に就職したことにより、それが理由で自社が打撃を受け多大な損害を生じた時に、その損害を賠償させるための予防策なのです。損害を与えた当事者として特定す

るため、事前に特約を結んでおくのです。根拠として就業規則に競業禁止義務をとりあえず盛り込んでおく、というわけなのです。しかし、前述したように、職業選択の自由との兼ね合いなど様々な問題がありますので、競業禁止義務を課する場合にはぜひ当法人担当者までご相談ください。

短時間労働者の社会保険適用

6月21日に第169回通常国会が閉会しましたが、この国会では第166回国会からの継続案件として労働基準法の改正等が挙げられていました。結果的には法案は成立せず、閉会となり、秋の臨時国会で継続審議されることとなっていますが、同じく第166回国会からの継続案件となっていた「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」（以下、「法律案」という）というものがありません。

この法律案は以前から新聞紙上でも取り上げられており、先日もある会社の部長さんから「あの改正はどうなっているの？」と聞かれたことがある、短時間労働者の社会保険の適用を拡大するものです。第166回の国会に提出された法案では、以下の4つのすべての要件を満たした労働者について、健康保険および厚生年金保険の被保険者の範囲を拡大することとしています。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 事業所に1年以上の雇用見込みがあること
- ③ 月額の賃金が98,000円以上であること
- ④ 生徒、学生等でないこと

法律案では平成23年4月1日の施行予定とされています。実際に被保険者範囲が拡大した場合には、短時間労働者を多く雇用する企業に非常に大きな影響を与えることとなるため、今後も動向に注目しておきたいところです。なお、法律案には、中小企業に関して経過措置を設ける記載もあります。

（仲田）

社会保険庁の廃止と公法人化について

年金記録問題により失った信頼を回復するため、現在、健康保険業務および年金業務を行っております社会保険庁は平成22年1月に廃止され、日本年金機構および全国健康保険協会という2つの公法人が設立されます。全国健康保険協会（協会けんぽ）においては今年の10月1日設立に向け、順次社会保険事務所よりお知らせが届いているところです。設立後の具体的な変更点および平成22年1月設立の日本年金機構の概要について一部ご紹介致します。

日本年金機構

日本年金機構は、現在ある社会保険事務所を「年金事務所」とし、今まで社会保険庁が担っていた年金業務を取扱う機関です。法人は、厚生労働大臣から委任を受け、その直接的な監督の下で公的年金に係る一連の運營業務を行います。主な業務内容は以下の通りです。

- ① 社会保険の各種届書、申請書などの処理業務（適用・徴収・給付）
- ② 事業所からの電話照会等対応業務
- ③ 事業所の調査（社会保険未適用事業所の把握、加入勧奨業務）
- ④ 徴収業務（国民年金保険料および厚生年金保険料の納付督促等）
- ⑤ 年金相談

全国健康保険協会（協会けんぽ）

協会けんぽは、本部と各都道府県に事務所を設け、同様に今まで社会保険庁が担っていた健康保険業務を取扱う機関です。主な業務内容は以下の通りです。

- ① 健康保険料率の決定
- ② 保険証の発行
- ③ 保険給付申請の受付
- ④ 健康診断・保健指導等



また、この移行に先立ち今年7月から健康保険給付関係業務については、今まで各社会保険事務所で行われていた業務が各都道府県の社会保険事務所の事務センターで行われています。

協会けんぽ設立後の具体的な変更点

【健康保険に関する手続き機関】

出産手当金、傷病手当金等の給付の業務については、協会けんぽの都道府県支部での手続きとなります。その他、任意継続等に関する申請も、協会けんぽで行うこととなります。なお、これらの手続きは、協会職員の巡回や外部委託により、社会保険事務所等に窓口を設けることも検討されているようです。

一方、資格取得や資格喪失の手続きは、従前通り社会保険事務所で行われます。扶養の認定についても、社会保険事務所での手続きになるようです。ただし、健康保険証の発行自体は、協会けんぽとなるため、保険証の即日窓口交付はできなくなります。

【被保険者証（健康保険証）】

従前から政府管掌健康保険に加入されている方については、順次、事業所を通じて新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降に新たに協会けんぽに加入された方に対しては、協会から新たな被保険者証が発行され、任意継続被保険者の方は、直接ご自宅に郵送されます。

【給付の内容】

従来の健康保険から行なわれている療養給付や傷病手当金等の給付は切替えによる変更はなく、設立後も同様の給付を受けることができます。

【保険料率】

設立時の保険料率は、現在の政管健保の保険料率である8.2%（事業主・被保険者負担それぞれ4.1%）が適用されることになっています。また、設立後1年以内に地域の医療費を反映した都道府県別の保険料に変更されることとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。（依田）

一般労働者派遣事業・特定労働者派遣事業の申請手続きについて

6月の勉強会では、一般労働者派遣事業・特定労働者派遣事業の申請手続きについて行いました。それぞれの申請手続きについてポイントをまとめました。



一般労働者派遣事業

一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣業をいい、登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業が該当します。事業を行うには厚生労働大臣の許可が必要となります。

【手続きについて】

事業主管轄の労働局に許可申請 → 実地調査
→ 許可証の交付

【許可証の交付】

許可証の交付は、申請からおおよそ3ヵ月後が目安となります。但し、申請の受付締切日は、大阪労働局は末日、兵庫労働局は翌月10日となっており、各都道府県によって異なるため事前に確認が必要です。

【許可要件】

下記以外にも許可要件はありますが、ポイントとなる部分を抜粋します。

① 派遣元責任者についての要件

- ◆成年に達した後、3年以上の雇用管理の経験を有する者であること
- ◆「派遣元責任者講習」を受講していること（講習会の日程を抑えるのが困難なため早めの準備が必要）

② 財産的基礎の要件

- ◆資産（繰越資産および営業権を除く）の総額から負債の総額を控除した額が1千万円に事業主が一般労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること
- ◆資産の額が負債の総額の7分の1以上であること
- ◆事業資金として自己名義の現金・預金の額が8百万円に事業主が一般労働者派遣事業を行う事業所の数を乗じた額以上であること

③ 事業所についての要件

- ◆事業に使用し得る面積が概ね20㎡以上あるほか、その位置、設備等からみて一般労働者派遣事業を行うのに適切であること（独立した状態であることが必要）

特定労働者派遣事業

特定労働者派遣事業とは、常用雇用労働者だけを労働者派遣の対象として行う労働者派遣事業をいいます。事業を行うには、厚生労働大臣への届出が必要となります。

【手続きについて】

事業主管轄の労働局へ届出 → 届出の受理

【届出の受理】

大阪労働局では、申請書が整っていれば受理され、その日より特定労働者派遣事業を開始することができます。兵庫労働局では、届出申請から約1週間後に特定労働者派遣事業所番号が交付されます。特定労働者派遣では、実地調査は行われません。

【許可要件】

一般労働者派遣事業の許可要件に準じた条件を満たす必要が有ります。但し、資本要件や事業所についての要件は不要です。また派遣元責任者についても講習の受講は不要となります。

その他の感想

今まで、お客様の従業員さんが派遣の許認可の手続きをされていたのですが、急に手続きが厳しくなって、どうにもならないとご依頼頂きました。結果、私どもが労働局に参り、かけ合い受理して頂きました。労働局の担当者が言うには、例の派遣会社の影響で審査が厳しくなっているようです。

偽装請負といい、新聞を賑わせている派遣会社のコンプライアンスはますます厳しさを増すようです。

派遣元だけではなく、派遣を受けている派遣先企業においても派遣会社向けチェックリストでご確認下さい。

(増井)